

条例制定を求める運動の継続と強化のための新たな運動組織の結成について（素案）

1、呼びかけ人

浅石 紘爾
阿部 一久
奥村 榮
古村 一雄

（注）共同代表平野了三氏は令和4年6月30日に青森県生活協同組合連合会会長を退任されたので、新たな組織が設立された場合に新会長に新組織への共同代表を要請したい。

2、新たな運動の組織結成の必要性と意義、

請願は不採択となったが、以下に述べる状況に鑑み、青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない運動は今後も必要である。

（1）国の取組み状況

高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体など）の最終処分地選定状況は、文献調査地区の北海道2町村の概要調査への移行は進まず、新たな文献調査地区も無い。

最終処分場操業開始までに文献調査約2年、概要調査約4年、精密調査約14年、建設工事約10年必要との国の説明は変わっていない。

同廃棄物最終処分場に関する安全審査基準、指針等の法的整備時期の目途がない。

5年ごとに10年を1期とする特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく、最終処分を行う時期及び量、施設の規模等を定める「最終処分計画」が平成20年3月に策定されただけで、その後策定されず、今後の目途も示されていない。

これらの状況から、遅くとも高レベルガラス固化体の最終搬出期限である2045年4月25日までに最終処分場の操業を開始し、青森県から搬出するのは極めて困難となる。

福島原発事故で発生した燃料デブリや除染土の放射性廃棄物の最終処分方法、処分地等も決まっていない。

原発廃止措置によって発生する低レベル放射性廃棄物の最終処分事業が2040年から開始される。計画にもかかわらず、最終処分地の選定が全く、進んでいない。

一方で、国は原発運転期間の延長や新增設・建て替えの検討をはじめながら、核のゴミ問題への取り組みは先送りされ、青森県を初め、原発や再処理工場等の原子力施設のある特定の自治体に犠牲が強られる不安、懸念は高まっている。

この問題は、昨年策定された第6次エネルギー基本計画にも反し、福島原発事故の教訓と反省を活かしていないことなどから、国の原子力政策に対する信頼は更に低下し、高レベル放射性廃棄物最終処分地の選定等、国民の理解と信頼が必要不可欠な事業の実施は更に遅れることは確実である。

(2) 青森県の状況

高レベル放射性廃棄物最終処分地の選定が進まないことから、青森県から遅くとも2045年4月25日までに搬出し、青森県を最終処分地としない国の確約書と事業者との安全協定だけでは県民の不安は解消されず、一時貯蔵期間の最長50年が延期され、実質青森県が最終処分地化されるとの懸念は強い。

今後、六ヶ所再処理工場・MOX燃料加工工場の稼働と東通原発の再稼働によって、青森県内で放射性廃棄物が更に大量に発生し、むつ中間貯蔵施設の本格操業及び、海外返還低レベル放射性廃棄物の六ヶ所搬入等青森県に新たに搬入されようとしている放射性廃棄物も多い。

原子力船むつ、ウラン濃縮工場等で発生した放射性廃棄物が青森県に一時保管されているが、これらの最終処分地と青森県からの搬出時期も決まっていない。

今後操業が予定されている六ヶ所再処理工場、むつ中間貯蔵施設に貯蔵及び東通、大間原発の操業で発生する使用済核燃料の再処理の時期が不透明で、再処理されない場合は、海外のように高レベル放射性廃棄物として貯蔵、最終処分することも予想される。

核燃料サイクル施設立地要請時の昭和59年に電気事業連合会が青森県に提出した資料には、低レベル放射性廃棄物埋蔵施設に、将来、原発廃止措置で発生する低レベル放射性廃棄物の記述もあり、原発解体放射性廃棄物（いわゆる廃炉廃棄物）が本県に搬入される不安が高い。

このような状況に照らし、青森県の放射性廃棄物が更に増え、それらの最終処分地が決まらなければ、本県に長期、永久貯蔵され、実質青森県が最終処分地化（核のゴミ捨て場）にされる不安、懸念は全国で最も高くこれを阻止する必要がある。

更に、原発の運転期間延長と新增設の問題は、六ヶ所再処理工場をはじめ核燃料サイクル施設及び原発立地受諾の前提条件に反し、その実施は全ての施設の計画と青森県の将来に深刻かつ広範な影響を与えることは明白であり、あらゆる角度から県民上げてこの問題への対応が必要である。

とりわけ、最終処分地の選定が進まない状況のもとでの上記原発政策は、更なる使用済燃料とガラス固化体等の高レベル廃棄物の増大を招き国民の生命、健康、環境に脅威を与えることになる。

3、運動方針

- (1) 青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない。
- (2) 本県に一時貯蔵されている高レベルガラス固化体などの高レベル放射性廃棄物が最長50年以上貯蔵されないこと、及び再処理工場内の高レベルを含む一切の放射性廃棄物を施設内に事実上最終処分されない政策上、法律上の措置を目指す。
- (3) 最終処分地を確保できず、安全に最終処分できない放射性廃棄物（別記）をこれ以上増やさないことを目指す。
- (4) そのために、廃棄物の発生源であるうえに、安全性が保証されていない六ヶ所再処理工場等核燃料サイクル施設及びむつ中間貯蔵施設、東通原発、大間原発の操業、計画中止を目指す。
- (5) 県内に新たな放射性廃棄物の搬入及び原子力施設の建設は認めない。
- (6) 原発、核燃料サイクル施設等の原子力施設に依存しない地域振興とくらしの実現を目指す。

4、活動方針

- (1) 原発、核燃サイクルに頼らない脱原発、脱核燃料サイクル政策を実現する運動を、県外の運動とも連携協力して進める。
- (2) 条例制定運動に参加した、団体、個人の協力、連携体制を維持して、運動を進める新たな組織を構築して活動する。
- (3) 署名、プラン提案集などの成果を活かし運動の充実、拡大をはかる。

そのために下記の事業等を取組む。

シンポジウム、学習会、講演会等の集会の開催及び国、県、事業者に対する公開質問、抗議・要請並びに文書提出

プラン提案集の活用

会員情報交換、交流の機会

県内外関係団体との連携・協力

HP の開設、広報等必要な活動

5、名称

- (A) 案 「核のゴミ」から未来を守る青森県民の会
- (B) 案 「核のゴミ」を拒否する青森県民の会
- (C) 案 青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない県民の会
- (D) 案 高レベル放射性廃棄物の最終処分地を拒否する青森県民の会
- (E) 案 ストップ！高レベル放射性廃棄物最終処分地青森県民の会
- (F) 案 ストップ！核のゴミ青森県民の会

6、連絡事務所

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団事務局

住所 八戸市根城9丁目9-19 浅石法律事務所内

7、会員、財政

個人、一口1,000円とし、団体一口3,000円とし、一口以上の会費と寄付金、協賛金とする。

8、役員等体制

- (1) 共同代表 5名 呼びかけ団体代表と県生協連代表
- (2) 事務局長
- (3) 事務局次長
" (会計担当)
- (4) 会計監査
- (5) 運営委員 30名以内
- (6) 事務局員

9、会議

- (1) 総会 年に1回開催
- (2) 共同代表、事務局、運営委員会、ミーティングを必要に応じて開催

10、申し合わせ

「・・・条例制定を求める県民の会」の申し合わせを参考に

11、スケジュール

- (1) 12月18日(日)

「・・・条例制定を求める県民の会」の解散決定後、休憩し、新組織の結成準備会とし、上記1から11までについて協議決定する。

呼びかけ人()

- (2) 新組織への入会案内、入会申込発送
- (3) 令和5年2月上旬 結成総会を開催

別紙

「 」申し合わせ（案）

1（名称）

「 」(以下本会)と称する。

2（事務所）

本会の事務所を八戸市根城 9 丁目 19 番 9 号、「核燃サイクル阻止 1 万人訴訟原告団」事務所内に置く。

3（運動方針）

本会の運動方針を次のとおりとする。

青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない。

本県に一時貯蔵されている高レベルガラス固化体などの高レベル放射性廃棄物が最長 50 年以上貯蔵されないこと、及び再処理工場内の高レベルを含む一切の放射性廃棄物を施設内に事実上最終処分されない政策上及び法律上の措置を目指す。

最終処分地を確保できず、安全に最終処分できない放射性廃棄物（別記）をこれ以上増やさないことを目指す。

そのために、廃棄物の発生源であるうえに安全性が保証されていない六ヶ所再処理工場等核燃料サイクル施設及びむつ中間貯蔵施設、東通原発、大間原発の操業、計画中止を目指す。

県内に新たな放射性廃棄物の搬入及び原子力施設の建設は認めない。

原発、核燃料サイクル施設等の原子力施設に依存しない地域振興とくらしの実現を目指す。

4（会員）

本会は前項の方針に賛同する個人及び団体で構成する。

5（会議）

(1) 本会の会議は、総会と運営委員会と事務局会議とし、総会は毎年 1 回開催し、次の事項を行う。

活動計画と会計計画の決定

活動報告と会計報告の承認

役員の選出

その他必要な事項

(2) 運営委員会は必要に応じて代表が招集し、本会の運営の重要事項を決定し、代表、運営委員、事務局が出席する。

(3) 事務局会議は必要に応じて事務局長が招集し、事務局の活動にかかる重要事項を決定し、代表、事務局員が出席する。

6 (役員)

本会には次の役員を置く。役員は総会において選任する。

代表	5名以内
運営委員	30名以内
事務局長	1名
事務局次長	2名 内1名は会計担当する。
会計監査	1名
顧問	若干名 (県会議員等)

(ア) 事務局員は代表が委嘱する。

7 (財政)

本会の運営費は、賛同金及びその他の寄付金、協賛金による。

賛同金は 個人 一口 1,000円 団体 一口 3,000円 とする。

8 (付則)

本「申し合わせ」の改廃は総会において決し、総会開催の時間的余裕がない時は運営委員会において決する。

(ア) 本「申し合わせ」は2023年年 月 日より実施する。

(イ) その他必要な事項及び緊急時の対応については代表に委任するが、その内容については運営委員会 若しくは総会に報告すること。

別記 放射性廃棄物について

放射性固体廃棄物の種類と処分方法（使用済核燃料は再処理を前提としているので除外）

発生場所	廃棄物の種類		廃棄物の例	処分方法の例
原子力発電所	低レベル放射性廃棄物	発電所廃棄物	放射能レベルの極めて低い廃棄物	コンクリート、金属など トレンチ処分 (地下数メートル)
		放射能レベルの比較的低い廃棄物	紙、布、廃液、金属など	ピット処分 (現六ヶ所村地下70M未満)
		放射能レベルの比較的高い廃棄物	使用済制御棒、原子炉内の構造物	余裕深度処分(中深度処分) (地下70m以深)
ウラン濃縮工場 ウラン燃料加工工場	ウラン廃棄物		紙、布、廃液、金属など	トレンチ処分、ピット処分
				余裕深度処分(中深度処分) 地層処分(場合によっては)
モックス MOX燃料加工工場	超ウラン元素を含む廃棄物(TRU廃棄物)		紙、布、廃液、金属など(海外返還も)	ピット処分
				余裕深度処分(中深度処分) 地層処分(地下300m以深)
再処理工場	高レベル放射性廃棄物		使用済燃料の再処理で発生する廃液のガラス固化(海外返還も)	地層処分 (地下300m以深)

(参考；電気事業連合会、2018.1「放射性廃棄物 Q & A」)